

令和7年11月18日

〒102-0085

東京都千代田区六番町1-10 山陽六番町ビル2階

牛込橋法律事務所

シアー株式会社代理人 弁護士 浅 枝 謙 太 先生

同 弁護士 片 山 恭 兵 先生

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34

荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 再度の申入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

従前の当団体の申入れに対して、貴職らは、令和4年12月9日付「ご連絡」と題する書面にて、『「シアーミュージック入会規約」の「17.受講資格の喪失」について、再申入書面記載の申入れ事項の通り、「・受講資格の喪失後に、当社による誤った請求によりお支払いを頂いた場合等、正当な理由がない限り、返金は致しかねます。」との記載は削除致します。』と回答されるなど、当規約の改訂を約束されました。

しかしながら、今般、当団体に当規約の改訂がなされていないという情報提供がありました。

当該情報提供は、改訂前のものの可能性があります。当団体においても確認したいため、令和7年12月18日までに現在の規約を当団体宛ご開示ください。

万一、規約の改訂がなされない場合、当団体は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として差止請求書を送付し、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起する予定であることを申し添えます。

敬具